求職活動等におけるハラスメント防止に関する基本方針

制定日：2026 年 9 月 18 日

１．基本姿勢（ハラスメントの根絶）

当院は、求職者および実習等の参加者（以下、「求職者等」という。）の尊厳と人権を最大限に尊重します。

採用面接、説明会、ＯＢ・ＯＧ訪問、実習など、あらゆる採用・求職活動の場面において、求職者等に対するセクシュアルハラスメント、およびパワーハラスメントに類する行為を一切容認いたしません。

当院は、求職者等が安心・安全な環境で求職活動を行えるよう、以下のとおり「求職活動等におけるハラスメント防止に関する基本方針」を定め、これを遵守します。

２．対象となる行為（禁止行為）

当院の全労働者（正規雇用職員、非正規雇用職員、派遣労働者等を問わず）に対し、求職者への以下の行為を固く禁じます。

- **性的な言動（セクシュアルハラスメント）**

  性的な事実関係を尋ねること、性的な冗談やからかい、不必要な身体への接触、執拗に私的な食事へ誘うこと、およびこれに類する行為。

- **性別役割分担意識に基づく言動**

  「男性だから」「女性だから」といった固定観念に基づく偏見や不適切な発言。

- **多様性への侵害**

  性的指向やジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動、本人の了解を得ずに機微な個人情報を他者に暴露すること（アウティング）、または開示を強要すること。

- **パワーハラスメントに類する行為等**

  採用選考や実習上の優越的な立場を背景に、求職者等に精神的・身体的苦痛を与える言動、妊娠・出産・育児等に関する不適切な言動（マタニティハラスメント等）、ならびに就職活動の自由を不当に制限する行為（他社の辞退強要など）。

※これらのハラスメントは異性間・同性間を問わず、オンラインやＳＮＳ等を介した行為も対象とします。

３．求職活動等における接触ルールの遵守

求職者等と面談等を行う際は、当院があらかじめ定めた以下のルールを遵守し、誤解を招く行動を慎みます。

- **時間・場所の指定**

  面談等は、原則として業務時間内に、当院内または公共性の高い適切な場所で実施します。密室や私的な場所での面談を禁止します。また、求職者等を飲酒を伴う席や会食等の場へ誘引する際は、本人の意思を尊重するものとし、本人が希望しない場合や上下関係を利用した強制的な誘引は行いません。

- **連絡手段の制限**

求職者等とのやり取りは、当院が指定した連絡手段（病院の公式メールアドレス、あらかじめ病院へ届け出てある担当窓口のメールアドレス、指定の採用管理システム等）を使用し、個人のＳＮＳ等を用いた私的な連絡は行いません。

４．**ハラスメント行為者への厳正な対処**

本方針に反し、求職者等に対してハラスメント行為を行った労働者に対しては、当院の規程に基づき、厳正に対処（懲戒処分を含む）いたします。

５．**相談窓口の設置と迅速・適切な対応**

求職者等が安心して利用できる専用の相談窓口を設置し、広く周知します。ハラスメントに関する相談や苦情が寄せられた場合は、以下のとおり対応します。

- **迅速かつ正確な事実関係の確認**

相談を受けた際は、迅速かつ正確に事実関係の確認を行います。

- **プライバシーの厳重な保護**

相談者および行為者等のプライバシーを厳重に保護し、関係者の意向や心身の状況に十分配慮します。

- **不利益取扱いの禁止**

求職者等が相談を行ったこと、または事実関係の確認等に協力したことを理由として、採用選考における不利益な扱いを行うことは決してありません。

当院の労働者が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な扱いを行うことは決してありません。

６．**継続的な啓発と教育**

当院は、本方針を全労働者に周知・徹底するとともに、求職者等に対する適切な対応について理解を深めるため、面接担当者等への研修を実施し、ハラスメントを発生させない環境づくりに努めます。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院
病院長　糸林　詠

■旭中央病院　就活ハラスメント相談窓口
旭中央病院総務人事課（就活ハラスメント担当）
電話番号：0479-63-8111
平日　8：30～16：30